2020年度活動報告書

早稲田大学比較法研究所

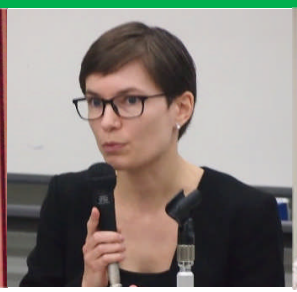

（本誌に掲載した写真はすべて 2019 年度に開催した行事のものです）

目 次

所長挨拶 1

全所的研究プロジェクト 2

共同研究プロジェクト 8

学術交流 １０

研究情報発信 １１

　比較法研究所叢書バックナンバー １２

シンポジウム・講演会 １４

学際連携 １８

運営体制 １９

構成員（2020年3月1日現在） ２０

　兼任研究所員 ２０

　招聘研究員 ２２

所長挨拶

比較法研究所にようこそ

第 21 代所長　岡田　正則（所長期間：2020 年 9 月～　）

早稲田大学比較法研究所は 1958 年に設立されました。当初の目的は、日本及び諸外国の法制度の比較研究を行い、日本の法学研究及び法学教育に貢献することでした。爾来、日本・諸外国の法制度資料の体系的な収集整備に努め、法令、判例及び法律関係雑誌の蓄積は、日本国内屈指の規模を誇っています。しかし、日本の経済社会の発展と日本固有の法制度の展開に伴い、今日では、欧米各国やアジア諸国への日本の法制度の発信や日本から世界に対して普遍的意味を持つ現代の法律学の重要課題の問いかけも目的とするようになりました。

比較法研究所には現在 110 余名の兼任研究所員がおり、いずれも早稲田大学の専任教員です。また招聘研究員として学外の研究者を招いており、その数は 150 余名に及びます。さらに、中国社会科学院法学研究所、清華大学法学院、メルボルン大学比較法国際法研究所、デューク大学ロースクール、マックス・プランク外国・国際刑法研究所、韓国法制研究院、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン（UCL）と箇所間協定を締結し、交換研究員を受け入れています。その他にも、早稲田大学国際部国際課などを通じて、訪問学者、外国人研究員等を受け入れています。

比較法研究所の活動には、個別、共同、全体の三種類があります。

１）個別の活動としては、月に 2 回程度の頻度で、各法分野の最先端で活躍する全世界の法学研究者を招いての公開講演会などを開催しています。また学界の第一線で活動する個々の研究所員が、日本の最新立法・重要判例の紹介や学界の最新動向などを海外へ発信するために、年刊の英文雑誌『Waseda Bulletin of Comparative Law』やオンラインに随時公刊する Topics of Japanese Law（日本法トピックス）を執筆しています。

２）共同の活動としては、現在 24 件の共同研究プロジェクトが行われ、兼任研究所員及び招聘研究員による活発な比較法研究が行われています。

３）全体の活動としては、全所的研究プロジェクト「持続可能社会への転換期における法と法律学の役割～アジア・リージョナル法を展望して」を 2013 年から継続し、その成果として、2020 年 8 月に中村民雄編『持続可能な世界への法――Law and Sustainability の推進――』を刊行しました。この研究は、近代以降の国家と人々が絶え間ない経済成長を不可欠の前提として社会生活を営んできた結果、自然資源の枯渇や地球環境の破壊を早め、生産と労働の過剰が生じたことを反省し、将来世代も視野に入れた持続可能社会への転換を図り、経済・社会・環境の三つの要素のバランスを取りつつ調整するための法と法律学の役割を考察するものです。国家を超えて広がる経済活動のもたらす諸問題への有効な対処は各国単位、マクロ地域単位、そしてグローバル単位のそれぞれの法を構想し、相互に補完させる体系的思想を要請しています。もっとも研究が欠けているのが各国とグローバルの中間にたつマクロ地域単位の法の構想ですので、引き続き、ヨーロッパの EU の経験などを参考にしつつ、アジア・マクロ地域単位の法を構想する研究を推進していきたいと考えています。

こうした比較法研究所の様々の研究成果は、紙媒体においては、『比較法学』『比較法研究所叢書』『Waseda Bulletin of Comparative Law』として定期的に刊行されています。オンラインにおいては、「Topics of Japanese Law」のほか、2016 年より、新たに「比研オンライン・ジャーナル」「比研オンライン・フォーラム」も随時刊行することになりました。

比較法研究所は、各種の研究活動を通じて、世界各国の法学研究者と日本の法学及び法学研究者を結びつけるフォーラムとなることをめざし、世界に向けて研究交流に大きく扉を開いています。世界中の研究者の方々からの積極的なアプローチを歓迎いたします。

全所的研究プロジェクト

Law and Sustainability 学の推進（2017 年度～2020 年度）

比較法研究所では、2013 年度から 2016 年度まで取り組んで来た全所的研究プロジェクト「持続可能社会への転換期における法と法律学の役割-アジア・リージョナル法を展望して」をさらに発展させ、2017 年度より 2020 年度までの 4 カ年を見通した全所的研究プロジェクト「Law and Sustainability 学の推進」を展開しました。

これは人類と地球の存続そのものが脅かされる（sustainable ではないと認識される）に至った現在、そのような結末になることを促進または少なくとも黙認してきた近代法について、それを批判的に検証することを共通の課題とし、その共通課題を念頭においた共同研究グループを、個別具体的な問題事象ごとに設けて進める研究プロジェクトです。

個々の共同研究グループを 3 部門に大別して実証的知見を収集整理し、それを理論部門へ注入します。ひるがえって理論部門は、各共同研究グループへ理論的な分析視座を還流させます。このようにしてプロジェクト全体として、地球や人類の持続可能性を脅かす具体的な事象における近代法の功罪と改革案を批判的に実証的に研究し、かつ理論化して学問体系化することをめざします。

この全所的研究プロジェクトは、現代の喫緊の課題に正面から取り組みつつ、近代法の批判的検証に及ぶ、新領域の学問創成と呼ぶに値する野心的なプロジェクトです。

①国内の歪み部門：国内社会の sustainability を脅かす問題事象に主として着目し、その問題を改善するために近代法を批判しつつ改革策を考えるグループ群（越境的に広がる問題事象にも研究は及び得る）
②越境的歪み部門：国境をこえて広がる sustainability を脅かす問題事象に主として着目し、その問題を改善するために近代法を批判しつつ改革策を考えるグループ群（国内の関連問題事象にも研究は及び得る）
③Law and Sustainability 法理論部門：上記①②に加え、法哲学や法思想や法制史の観点から、各グループの成果を分析し、各グループの分析・考察の方向を調え、グループ間の関係を付けて全体の統率を図るグループ

2017 年から 2018 年度にはクラスタ研究会を定期的に開催し、①、②、③の各研究の中間成果を 2018 年 9 月 29 日（土）、30 日（日）に小野記念講堂において開催した比研創立 60 周年記念シンポジウムで報告しました。

研究は、2018 年 10 月から第 2 ラウンドに移行し、その成果は 2019 年 10 月 30 日に開催した総括シンポジウムで報告された後、2020 年 8 月に比較研究所叢書『持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進』として刊行されました。また、2020 年 7 月 18 日（土）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、オンライン形式で叢書出版記念セミナーを開催しました。

今後は、研究成果を順次、学部、大学院（LL.M を含む）の教育に還元することとします。なお、この全所的研究活動には、大学院博士後期課程等の学生にも参加を呼びかけ、共同研究の実践を通した研究と教育にも取り組みました。

先端技術と法（2019 年度～）

全所的研究教育プロジェクト「先端技術と法」は、2018 年度に理工学術院と連携して研究会として開始した「AI/ロボットと法」を発展させる形で 2019 年度より本格的に活動を開始しました。

現在は技術的側面のみが注目されている先端技術ですが、必ずしも技術の進歩に法制度が追い付いているとは言えない状況です。このプロジェクトでは、先端技術を社会に導入する際に、解決しておくべき法学的課題、整備すべき法制度等について、理工学と法学の双方の視点から検討を加えていきます。

2019 年度には、まず東京においてシンポジウム「AI・IT をめぐる法の現状と課題；民法・刑事法・手続法・金融法の観点から」を開催し、続いて北京において「新技術と法」と題する中国社会科学院法学研究所との国際シンポジウムを開催し、新技術について日中の法学者が民法的視点（自動運転技術、自動運転事故と法）、商法的視点（仮想通貨、フィンテックと法）、刑法的視点（AI の開発・利用・運用と法）、訴訟法的視点（司法・裁判と IT 化）から課題を取り上げて、議論を深めました。そして 2020 年度は、東京で「新技術と法」の第 2 弾を開催する予定で準備を進めていましたが、残念ながら、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、シンポジウムの開催を延期せざるを得ませんでした。

研究者間の交流の再活性化と研究のさらなる深化のために、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願います。

開催実績

種別	題名	開催日／場所	報告者
シンポジウム	AI・IT をめぐる法の現状と課題；民法・刑事法・手続法・金融法の観点から	2019 年 8 月 2 日 早稲田大学（東京）	山口　斉昭（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 遠藤　聡太（研究所員、早稲田大学法学学術院准教授） 内田　義厚（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 黒沼　悦郎（研究所員、早稲田大学法学学術院教授）
シンポジウム	新技術と法	2019 年 9 月 4 日 中国社会科学院法学研究所（北京市）	＜日本側＞ 黒沼　悦郎（研究所員、法学学術院教授） 山口　斉昭（研究所員、法学学術院教授） 遠藤　聡太（研究所員、法学学術院准教授） 内田　義厚（研究所員、法学学術院教授） ＜中国側＞ 趙　塁　（中国社会科学院法学研究所研究員） 高　丝敏　（精華大学法学院准教授） 劉　仁文　（中国社会科学院法学研究所研究員） 江　溯　（北京大学法学院准教授） 馮　珏　（中国社会科学院法学研究所副研究員） 熊　丙万　（中国人民大学法学院准教授） 呂　艶濱　（中国社会科学院法学研究所研究員） 楊　延超　（中国社会科学院法学研究所副研究員）

（比較法研究所ウェブサイトより）

比較法研究所創立 60 周年事業叢書「持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進」出版記念セミナー開催報告

●概要

2020 年 7 月 18 日にオンライン形式による比較法研究所創立 60 周年企画 「叢書第 48 号『持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進』出版記念セミナー」が開催された。

●開会挨拶（中村民雄 早稲田大学比較法研究所所長）

中村民雄 比較法研究所所長が、セミナー開会にあたり、全所的研究プロジェクト「Law and Sustainability 学の推進」は、棚澤能生第 18 代所長、菊池馨実第 19 代所長の下で進められてきた研究プロジェクトを発展させたものであり、叢書『持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進』はその研究成果をまとめたものであると説明し、本セミナーでは、各執筆者の論文の核心部分を提示して質疑応答をしていきたいと挨拶した。

●第 1 部 総論

第 1 章「持続可能な世界への法―Law and Sustainability の推進」（中村民雄）

続いて、中村所長は Law and Sustainability とは何かについて報告した。

地球温暖化、内外の経済格差の拡大、都市への人口集中と地方の地域コミュニティの崩壊の危機などに現れているように、私たちの次世代、次々世代の社会は今よりもさらに生きづらい世の中になっている可能性があり、法律の視点からも解決策を考える必要があると指摘し、そこで、人間が地球上の生態系を全滅させるだけの技術力を持つ時代には、新たな倫理が必要で、法の目的を捉え直し、近代法を批判的に再構築する作業が「Law and Sustainability」であると述べた。

さらに、Law and Sustainability と国際連合がいう「持続可能な開発（Sustainable Development）」の重なりと違いにも触れ、国連は Sustainable と Development を併記した結果、人間の生態系・人間社会破滅的な技術・活動への自制・歯止めを一貫して促せない結果を生んでいるが、Law and Sustainability はあくまでも人間を含めた全地球生態系の Sustainability の達成を法の目的とする点で、それに反する development を規律するものである、と述べた。

第 2 章「持続可能性と法における人間中心主義」（郭舜）

郭舜研究所員（法学学術院教授）は、法哲学の立場から「持続可能性と法における人間中心主義」について報告した。

郭研究所員は、1）「人間の発展」概念から見た持続可能性の意義、2）弱い意味の人間中心主義の不可避性、3）公共的政策決定を通じた自然の価値の増進の正当化可能性、4）法的権利という枠組みによることの可能性と限界、の 4 点について分析した。そして、「持続可能性は人間の福利の問題として正義の観点から位置づけ、公共的政策決定によって推進することができる」とし、「その際、法的権利のシステムの中に自然の価値をいかにして位置づけるかが課題となり、結局は人間が人間社会の持続可能性を真剣に捉えることが自然環境の持続可能性につながる」ことを指摘した。

●第 2 部 土地

第 3 章「物質代謝と法―「持続可能社会法学」を目指して―」（棚澤能生）

第 2 部では、まず棚澤能生研究所員（法学学術院教授）が、「持続可能性」「物質代謝」「法」の三つのキーワードを用いて持続可能社会法学の内容について説明をし、資本主義法概念のクリティークの例として土地所有権の事例を挙げて、「言語世界としての法はいかにして非言語世界の摂理を規範として受容すべきか」という問題について考察した。

さらに、「農地法という個別立法の場面では、世代を超えて継承されてきた、農地を含む自然との物質代謝関係、農村社会に実在する労働・所有関係を規範として表現」する点に触れ、この所有権概念を「他の対象に即した所有権概念」の再構築へ応用することが可能ではないかとの指摘をした。

第 4 章「都市開発と Sustainability」（鎌野邦樹）

次に、鎌野邦樹研究所員（法学学術院教授）が、渋谷駅周辺の再開発事業と千葉県松戸市の土地区画整理事業を例として挙げ、Law and Sustainability の観点からの都市再開発の法的問題を考察した。とくに人口減少や超高齢社会において、巨大な建設物が都市全体にとって負の遺産にならないかとの問題を提起し、巨大な建築物を含む開発・建築規制についての検討の必要性について指摘した。

第 5 章「都市（住宅地及び商業地）の土地利用と持続可能性法学」（青木則幸）

続いて、青木則幸研究所員（法学学術院教授）が、アメリカにおける都市の土地利用をめぐり、「ニュー・アーバニズム」論のアメリカでの展開を紹介した。とくにサステナビリティに根ざす都市開発のポリシーが、人口密度の抑制や地域の用途制限に焦点を当てる「ゾーニング法」と対立する局面を説明し、それを解消する方法として「スマート・コード」という立法論を紹介した。

質疑

第 1、2 部の各報告に対して、以下のような質疑が行われた。

Q．郭報告にあった価値の序列化とはどういうことか。

A．反射的権利と利益は違うということである。権利は、より強力に法的な保護に値するものでなければならないが、利益はさまざまな権利と比較すれば劣後することになるのではないか。権利も利益も重複した場合には調整が必要になるが、権利の場合、それ自体が否定されるような調整は行われないのに対して、利益はより重い利益が優先された結果、軽い利益が否定されることもあり得ると思う。

Q．農地は農村における集団的自主管理による維持を前提としている。だが、都市部にも同じ議論が通じるだろうか。

A．農村においては耕作者主義が基本である。しかし都市の再開発では、耕作者主義とは全くかけ離れた事態が拡大している。都市においては、土地の区分所有が細分化し、区分所有権者が組合をつくって土地建物を管理するようになっている。だが、こうしたやり方はいずれ行き詰まるだろう。地域コミュニティの必要性は認めるが、それはお祭りをするなどの従来の町内会のようなものではなく、土地建物の管理に直結するようなものでなければならないだろう。

Q．アメリカのニュー・アーバニズムは行政が主導したものか、居住者の運動は関係があったのか。また、青木報告の最後の「逆のこと」とは何か。都市関係では、都市縮減議論、コンパクト・シティに対する考えが知りたい。

A．ニュー・アーバニズムの議論は、直接には人口密度抑制策の規制緩和の議論であり、わが国の主要都市で問題となっている人口集中とは逆の議論に思う。わが国の現状から出発すれば、都市中心部は、マーケットに任せることを基本として鎌野先生が示唆されたような方向で一定の規制をするしかないと思う。都心の代替地として郊外開発をする場合でも、郊外とはいえ混合都市が快適であるという発想は既にわが国の現状に織り込み済みではないか。そうすると、郊外開発もアメリカの「ゾーン的機能規制＋ニューアーバニズム等の規制緩和」という調整方法のうち、規制の方が強く表れ、せいぜい規制の方向性としてアメリカで議論されているような線引きの方法が参照される程度ではないか。コンパクト・シティといっても、強調すべき側面が日米では逆になるのではないか。

●第 3 部　環境

第 6 章「気候訴訟―その可能性と困難性」（大塚直）

第 3 部では、まず、大塚直研究所員（法学学術院教授）が、国際的に重要なポイントとなる気候変動の目標に関してパリ協定や IPCC 第 5 次評価報告書の内容を紹介したのち、世界各地の主たる気候訴訟について紹介した。たとえば、日本のシロクマ事件や石炭火力発電所訴訟、また米国、オランダ、ドイツの気候訴訟などである。最後に日本の気候訴訟に関する課題が指摘された。

第 7 章「将来世代機関の構想と制度設計」（進藤眞人）

次に、進藤眞人比較法研究所次席研究員が、持続可能性と世代間衡平について説明し、「将来世代の利害を意思決定に反映させるための制度」の必要性を指摘した。そのうえで、将来世代機関の内容と、将来世代機関の基本モデルについて説明し、将来世代機関の日本への導入について論じた。

●第 4 部　市場

第 8 章「Law and Sustainability と企業法制」（上村達男）

第 4 部では、まず、上村達男早稲田大学名誉教授が、「Law and Sustainability と企業法制」と題する報告を行った。上村名誉教授は、「企業法制基礎理論の根本に人間がいるか」との観点から、「Law and Sustainability と企業法制」の内容を考察し、人間株主と非人間株主との関係などに触れながら「人間復興の論理」について述べた。また、コロナと企業法制について、コロナ禍では「人間の営みが害される」が、「非人間的存在と非人間的行為はむしろ有利」である点などを指摘した。

第 9 章「地球 sustainability と資本市場―ESG 投資の可能性と限界」（黒沼悦郎）

次に、黒沼悦郎研究所員（比較法研究所幹事）は、ESG 投資の内容を紹介し、それが厳密な定義はないものの、「Environment、Social、Corporate Governance に優れた企業へ投資」を行い、「企業活動を間接的にコントロールすることにより、地球の持続可能性確保をめざす」ものである旨を説明した。そのうえで、「利益をあげるとともに社会的価値の増加を目指すインパクト投資を行うことは、公開市場では難しい」との点を踏まえ、日本の現状と ESG 投資の実際を分析し、ESG 投資の課題と展望について「ESG 投資の開示」にも触れながら考察を加えた。

質疑

第 3、4 部の報告に対する質疑では、次の点が議論された。

Q．企業を含めてあらゆる所有権の公的な側面（義務や道徳を伴うという側面）を強調してしまうと、結局は、市場を通じて人々が道徳的感覚を陶冶する機会を失ってしまうのではないか。

A．市場という自律的秩序が持つ道徳的陶冶機能を肯定する場合、市場を国家が法的に規制すると、市場が持つ積極的側面を阻害することにならないかという論点については、確かに市場は有機的な自生的自律的秩序であり、これへの参加者に内面的規範意識（外在的強制にいやいや服するのでない、内的強制）を育む機能を持つと考えるが、この「内からの順法精神」の涵養の基礎にあるのは、等価の物は等価の物と交換される等価法則という、人の意識如何に関わりなく貫徹される経済法則であり、この法則が市場参加者の意識に反映すると「契約は守られるべし」という規範意識として現象する。市場が持つこの機能は決して否定されてはならない大事だが、それはその限りのものであり、商品主体間の物象化された道徳意識の涵養に止まると考える。

Q．土地所有権は所有権の典型であり、所有権は個人の自律の基盤であるという議論は、果たして現実と適合していたのか。日本では、

土地所有権は強いのが当然であると考えられているが、実は欧米では土地所有権はさまざまな規制の下に置かれてきたのではないか。

A．人の行動の自由のために所有があるのであって、主体の問題を考えずに所有について議論しても意味がない。「個人の行動の自由のための所有」という概念が強調されれば、その延長で企業の所有や企業の人権という考え方につながるはずである。日本は、非西洋国家としては西洋の制度を上手に継受したが、法の本質的な要素や制度の背後にある規範意識までは継受して来なかったことが、企業の野放図な自由によって個人の自由が制約されるという今日の事態を招いたのではないかと考えている。
土地の所有については、歴史的にみるとフランスでは土地が商品化されることへの抵抗からフランス民法典で土地の取引を規制したが、日本の場合、江戸時代には土地取引が禁止されていたものの、明治になって地租改正が行われ、誰でも売買できる土地商品化社会になった。土地取引を制限する段階を経ることなく、いきなり自由な取引が認められたことで、土地の絶対的な所有権が確立されたのだと考えている。

Q．株式会社のあり方について、ムハマド・ユヌスの「ソーシャル・ビジネス」企業（存続ための利益が確保できればそれ以上の利益は社会に還元する企業）の考え方をどう評価されるか。

A．そういう企業ももちろん可能だ。企業の目的は定款に定めうる。定款でソーシャル・ビジネスと定めるなら、それはそのようにできる。実際、マイクロファイナンスにより農村部で起業させ都市部で利益を上げて返済させるスキームなどうまくいっている例がある。大事なのは企業が活動によって利益を上げ、その利益を何に使うかではないか。

Q．黒沼報告のパワーポイントの７ページ最後にある「開示の萎縮効果」というのはどういう事が考えられるか。法律で開示すべき事柄を細かく規定すれば、情報開示は進むという理解でよいか。

A．現在も、任意開示で開示されている情報であっても、課徴金や罰則を恐れて法定開示ではほとんど触れられていない。理論上は、必要な情報を開示しない場合は開示違反になるが、企業としては記載したことに間違いがあっては困るので記載しない方向に動きがちである。したがって、罰則規定を設けても情報開示を促すことにはならないが、法律で細かく規定すれば情報開示は進むと思われる。

Q．大塚報告について、温暖化防止のための政策は、これまで行政を通しても思うように進まなかったので訴訟によって推進するとのことだが、日本では法的な障害が大変多く、訴訟戦略によって政策を推進できる見通しはあるのか。

A．日本では法的障害が多く、訴訟を起こしても時間がかかるのは確かだが、海外では２００～３００件の訴訟が起こされており、将来世代のことを考えている人たちにとっては重要な意思表示の手段になっている。

Q．将来世代を代表する機関は、どのようにすれば、その代表性を正当化できるのか、また、将来世代の利益はどのようにすれば正確に表明できるのか。

A．現在の専門家を交えて将来世代の利益を検討することで、代表性の正当化と利益の正確な表明とすることになる。

●第５部　ケア

第 10 章「ケアの存在倫理学―可傷性・責任・ホスピタリティ」（守中高明）

守中高明法学学術院教授が、「ケアの存在倫理学―可傷性・責任・ホスピタリティ」と題する報告をした。守中教授は、「ケアという社会実践は万人をその当事者とする」とし、「ケアは、なされなければならない」ことが、人間社会における定言命法であると指摘した。また、１）ケアの責任はどこから始まるのか、２）ケアの場面における脱-主体化の必然性、３）ホスピタリティの全般化という３つの観点から、可傷性、責任、ホスピタリティにそれぞれ考察を加えた。

第 11 章「精神障害者のソーシャルインクルージョン：Law and Sustainability からの検討」（橋本有生）

橋本有生研究所員（法学学術院准教授）は、事理弁識能力が不十分な成年者に対する私権の行使の制限と、精神的な障害を有する者への強制入院制度について、障害者権利条約がどのように扱っているかを紹介した。同条約は、日本を含む多くの国の法の下で自由な行為が認められる「人」は、「理性的」「合理的」であることが前提になっている点を障害者の視点からは問題と考えており、人々が支え合い、それぞれに責任を持ちながら形成していける社会を希求する方向で法を改変することを意図していることを指摘した。

第 12 章「持続可能な地域社会の法的基盤形成―ケア情報の共有システムを例として―」（岡田正則・中塚富士雄）

岡田正則研究所員（法学学術院教授）と中塚富士雄氏（日経金融工学研究所シニアフェロー）が、「持続可能な地域社会の法的基盤形成―ケア情報の共有システムを例として―」と題する報告を行った。

岡田研究所員は、日常生活の基盤である地域社会の持続可能性を考察の対象とし、その営みの根底は「ヒトの再生産」であり、そのためには日常性と専門性を踏まえたケアが不可欠であると述べた。また、地域社会の持続にはケア情報の共有が重要であり、１）ケアを受ける者の意思の公共化、専門的知見を媒介とする知見の共有化、２）ケアに関係する主体・機関間の役割や責任を相互にオープンにし、協議する仕組みづくり、３）多層的にケア情報を共有するネットワークの基盤整備といった問題解決の道筋を提示した。

中塚氏は、日欧の先進事例を比較し、ケア情報の共有システムについて報告した。とくに情報やノウハウ、データの共有に着目したチーム運営への ICT 利用例および協議会形式の活動事例を紹介し、「仮名加工情報」などに着目し、個人情報をめぐる最近の論点について説明し、地域ケアに関する日本の先進事例（秋田県医師会ナラティブブック秋田）や英国における取組（プリマス DAA）を紹介した。

質疑

第５部の各報告に対する質疑では、次の点が議論された。

Q．今般のコロナに対する医療崩壊状況において、若者を高齢者より優先すべきであるとの主張があった。これをどう考えるか。もしこの考えに与しないのなら、若者と高齢者を平等に扱うことになるが、それは結局先着順になるのか。守中氏の考えを聞きたい。

A．個人的には、命に優先順位をつけることには反対である。今回の危機で、新たな優性思想というものが広まりつつあるように思う。スウェーデンなどで採られた集団免疫戦略（抵抗力が低い高齢者が死亡しても、免疫者が一定の割合になるまで集団内での感染を広げる）のような適者生存の考え方はきっぱりと退け、命の選別をせざるを得ないような場面を作らないために、新自由主義の下で大きく削減された医療資源を復活させることが重要であると考える。

Q．精神障害者の事後救済策について、取消や無効を事理弁識能力と直接関連付けることは許されないと橋本氏は示すが、事理弁識能力の観点を入れずに効果意思があったかを判断することができるのか。

A．確かに、錯誤の場合と異なり、精神障害者の意思の欠缺の立証の場合、現に生じている権利義務関係からみて、客観的に行為者に効果意思が存在したかの立証には困難性が伴い、効果の発生について判断に足る精神能力の有無に議論が帰着してしまうのではないか、との指摘はそのとおりで、現在さらに思考を重ねているところである。

Q．岡田報告では、行政において人のライフコースの各段階の情報が分断されているとの由であったが、ならばデータの共有についてどう改善し、人生の全過程をトータルに捉えたケアの情報のあり方としてどう再構築するのがよいのか。岡田氏に考えを伺いたい。

A．行政が個人のあらゆる情報を管理する社会としないためにも、個人の情報を行政がどのように入手し管理すべきか、今後真剣に議論しなくてはならない。しかし、現在の行政は縦割りで、厚生労働省の中でも乳幼児、高齢者、障害者、母子福祉はいずれも担当する部署が違う。これを全体として捉えられるようにして、包括的に情報を管理できるように見直しをしている段階である。一方で個人情報を保護しながら、他方で地域を成り立たせるように、いかに管理する情報を必要な部署間で共有するか、試行錯誤の段階である。

Q．データは使いようによってはビジネスチャンスになるので、うまく使うという発想も必要だとの意見もある。中塚氏はこのような意見をどう評価されるか。

A．個人情報保護法があるので難しい。今回の法改正の下では、例えば、児童相談所から家庭裁判所に情報が引き継げるのか、年齢が変わるとステージも適用される法律も変わるので、現状では主体が変わると情報を引き継げない。こうした問題は、倫理的に論点を整理して社会的に合意が形成されれば、情報の共有化は受け入れられると思われるが、現在のようにビジネス的な視点からビッグデータの活用を議論していては難しいであろう。

Q．守中先生の「他力の哲学」に深い感銘を受けた。生身の人間としての脱主体化に教えられた。先生にあっては脱主体を統合する原理とは、先生の「他力の思想」で展開された宗教的な赦しの哲学に求められることになるのか。デリダ、ヴェリナス、カントから先生の法然・親鸞・一遍に繋がる他力の思想についてコメントを頂きたい。

A．「脱－主体化」の思考、すなわち、十全に「主体」たり得ない「前－主体」的状態の存在をも、人工的・制度的補綴によって「主体化」させるのではなく、その欠如態のままに迎え入れる思考は、赦しの思考と表裏一体のものであり、まさに「脱－主体」を統合する原理は赦しであると言ってよい。歓待と赦しの二つの倫理は、それぞれが無条件性と条件性の二つの極のあいだで必ず振幅を見せる点で共通している。

私たちの社会は一般に、歓待も赦しも条件化する。例えば、移民・難民については、一定の労働力をそなえている場合や、受け容れ国の言語を一定程度有している場合等の条件を付してこれを迎え入れる、というのが常識である。それと同時に、赦しも、罪を犯した人間が謝罪した場合や、改悛し、二度と罪を犯さないことを誓約した場合等の条件を付してこれを赦す、というのが常識である。

ところが、ジャック・デリダは歓待について、完全に無条件の歓待を現実的に措定しようとし、無条件の歓待こそを、その他のもろもろの歓待が実行される可能性の条件と見なしている。法然・親鸞・一遍における赦しもまた、完全に無条件の赦しである。この三人、法然・親鸞・一遍は、罪の赦しにいかなる交換条件も付さない。彼らにとって、人間存在はすべからく「悪人」であり、「悪」は人間の類的本質であるとさえ見なされている。しかし、その「悪人」を無条件で赦すこと、いわばまるごと包摂し赦し解放することを法然・親鸞・一遍は目指しており、その根源的な力を阿弥陀仏の大慈悲のうちに見出していると私は理解している。そして、この無条件の歓待／赦しの思考の系譜は、西洋哲学の歴史そして三大一神教のうちにも地下水脈のようにして連綿と流れているものではないかと思う。

総括

総括では、中村所長が報告者全員に対して、今後の課題を何と考えているかを問い、以下のような点が返答として挙げられた。

- 日本に関しては、環境問題だけでなく財政赤字の問題が将来世代に重要な影響を及ぼすと思われる。
- そうした将来世代に影響を及ぼす課題の解決のために人々をいかに巻き込むか、方向づけていくかが課題である。
- 将来世代の機関の枠組みに関しては、国際的な問題への対応が課題として残る。
- 地域社会を作っていく上で、マンションの管理組合や自治組織といった従来の地域コミュニティを、今後のコミュニティ論にどのように生かすか。従来の地域コミュニティは財産管理等が主な役割であったが、今後はケアや生活面での多層的な集団をどのようにつなぐのかという観点から再構築する必要がある。

最後に中村所長より、創立 60 周年を契機として、比較法研究所で長期間かなり一貫性をもって共同研究ができたことは大きな成果であり、これを一つの礎としてさらに次を目指していきたい旨の発言があり、これをもってセミナーは閉会した。（了）

共同研究プロジェクト

比較法研究所では、兼任研究所員と招聘研究員による共同研究プロジェクトを行っています。
2020 年度の研究活動は、以下のとおりです。

研究会名（研究課題）／代表者	2020年度の研究活動
外国民事訴訟法研究 勅使川原　和彦	比較法の視点から、ヨーロッパ、米国、アジア諸国の民事手続法の比較研究を目的とし、研究成果を『比較法学』及び学外雑誌に公刊。
21世紀の憲法・行政法の変動の下での公法学の展開 江原　勝行	21世紀の憲法の変動について、主にドイツとの比較の観点から総合的に研究。研究成果の発表。
データベース作成を目的としたフランス法全般の最新動向の分析 大橋　麻也	Zoomによる研究会の開催（毎週）。『フランス法律用語辞典〔第3版〕』（三省堂、2012年）の改訂のための翻訳作業。近年の重要なフランスの立法等の研究。
国際知的財産法・国際取引法の比較法的検討 種村　佑介	オンラインによる研究会の開催（３回）。
アメリカ最高裁判所の研究 宮川　成雄	オンラインによる海外での研究報告、オンラインによる研究会（7回）、同志社大学とのオンライン合同研究会の開催。研究成果を『比較法学』に公刊。
英米刑事法研究 小川　佳樹	アメリカ合衆国最高裁判所の刑事関係判決の検討。研究成果『比較法学』に公刊。
アジア公法学の比較研究 岡田　正則	日中公法学シンポジウムの開催に向けた内容検討会の開催。
英米少年法研究 小西 暁和	研究会のオンライン開催（毎週土曜日）および“Balancing Juvenile Justice”の翻訳作業（2015年度からの継続）。
経済行政法理論の比較法的研究 岡田　正則	研究成果の刊行および学内外雑誌に公刊。本共同研究に基づく研究グループが科学研究費基盤研究Ｃに採択。
中国裁判事例研究 棚澤　能生	研究成果の刊行。中国研究者とのオンラインによる学術交流。
医事法の総合的研究 甲斐　克則	国際ワークショップの開催は新型コロナウイルス感染拡大により中止。研究成果の刊行。
イギリス最高裁判所研究 中村　民雄	オンライン研究会（３回）の開催。研究成果の公刊。
ＥＵ法最新動向研究 中村　民雄	オンライン研究会（３回）の開催。研究成果の公刊。

研究会名（研究課題）／代表者	2020年度の研究活動
北欧法制の研究 松澤 伸	2019年度研究成果を踏まえた問題点の整理、追加的調査の実施。研究成果を比研オンライン・ジャーナル・法律雑誌等に発表。
「持続可能社会」法学 棚澤　能生	資料収集・研究調査。研究成果を紀要等に公刊。
人口減少社会における社会法学の総合的研究 菊池　馨実	研究報告会（オンライン）の定期開催。
国際法の分断化の研究 萬歳　寛之	文献講読と国際法の分断化に関する意見交換。国際人権法、国家責任法、海洋法に関する討議、および環境法へのLiberal Approachの適用可能性の検討。
不法行為法改正に向けた基礎的考察 大塚 直	研究会の開催。
権利救済法システムの比較研究 松村 和徳	オンライン研究会（毎月1回）の開催。研究成果の公刊。比研叢書の刊行準備
環境基本法の改正に向けての問題点の整理および検討 大塚 直	共同研究に向けた準備。研究成果の刊行。
ＡＩ（人工知能）と法 黒沼　悦郎	日中共同シンポジウムに向けたオンライン研究会の開催。
自由貿易協定及び経済連携協定の発展と日本の法制度の課題 河野 真理子	研究成果の刊行。
英連邦諸国の会社法・資本市場法制の比較研究 川島 いづみ	研究成果の刊行。
日韓関係における法と政治 萬歳 寛之	論稿に関する討議。

学術交流

比較法研究所は、中国社会科学院法学研究所、デューク大学ロースクール、メルボルン大学比較法国際法研究所、マックス・プランク外国・国際刑法研究所、清華大学法学院、韓国法制研究院、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンと箇所間交流協定を結んでいます。

このうち、中国社会科学院法学研究所とは、1993年以来、日本（東京）と中国（北京）で定期的に共同シンポジウムを開催しており、2019年9月に北京で開催した「新技術と法」に続き、2020年9月には東京で「新技術と法Ⅱ」を開催予定でしたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年度に延期することになりました。

（ご参考）

日中比較法シンポジウム 「新技術と法」

開催日：2019 年 9 月 4 日（水）
場　所：中国社会科学院法学研究所（北京市）

開幕の辞		黒沼悦郎　研究所員、早稲田大学比較法研究所幹事
	陳甦	中国社会科学院学部委員法学研究所所長
日本側報告（報告順）	黒沼悦郎	研究所員、法学学術院教授
	山口斉昭	研究所員、法学学術院教授
	遠藤聡太	研究所員、法学学術院准教授
	内田義厚	研究所員、法学学術院教授
中国側報告（報告順）	趙　垦	中国社会科学院法学研究所研究員
	高丝敏	精華大学法学院准教授
	劉仁文	中国社会科学院法学研究所研究員
	江溯	北京大学法学院准教授
	馮珏	中国社会科学院法学研究所副研究員
	熊丙万	中国人民大学法学院准教授
	呂艷濱	中国社会科学院法学研究所研究員
	楊延超	中国社会科学院法学研究所副研究員
コメンテーター	夏小雄	中国社会科学院法学研究所研究員
	竇海陽	中国社会科学院法学研究所副研究員
	周輝	中国社会科学院法学研究所研究員補佐
	胡昌明	中国社会科学院法学研究所研究員補佐
閉幕の辞		黒沼悦郎　早稲田大学比較法研究所幹事
	周漢華	中国社会科学院法学研究所副所長

研究情報発信

比較法研究所では、様々な研究の成果を紙媒体とオンラインとで発信しています。

紙媒体としては、『比較法学』『比較法研究所叢書』『Waseda Bulletin of Comparative Law』を定期的に刊行しています。

2020年度の刊行実績は、次のとおりです。

『比較法学』第 54巻 1 号、2 号、3 号

『Waseda Bulletin of Comparative Law』Vol.39 (2019)

なお、『比較法研究所叢書』は、第48号『持続可能な世界への法 – Law and Sustainabilityの推進』を発行しました。

また、オンラインでは、「日本法トピックス（Topics of Japanese Law）」「比研オンライン・ジャーナル」『比研オンライン・フォーラム』を随時刊行しています。

このほか、比較法研究所では国内外の研究者に向けてニューズレターを配信しています（2020年度の配信は3回）。

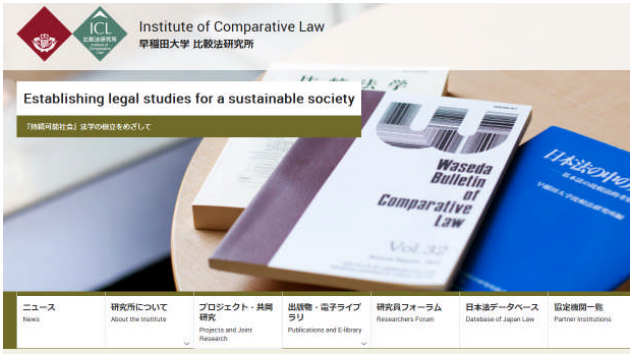

▲ 比較法研究所 Web サイト トップページ

▲ 出版物・電子ライブラリのメニュー画面

▲ 比較法研究所のニュース画面

▲ オンライン・フォーラム画面

比較法研究所叢書バックナンバー

	[叢書 1]	ガッタリッジ／水田義雄（監訳）『比較法』（1964），1200 円
★	[叢書 2]	葛城照三『イギリス船舶保険契約論』（1962），絶版
★	[叢書 3]	滝川政次郎『二条陣屋の研究・公事宿の研究』（1962），絶版
	[叢書 4]	ルンプ／有倉・竹内（共訳）『法治国における統治行為』（1964），1000 円
	[叢書 5]	佐藤立夫『イギリス行政訴訟法の研究』（1968），1500 円
	[叢書 6]	福島正夫他編『小野梓稿「国憲論綱：羅瑪律要」』（1974），4500 円
★	[叢書 7]	佐藤篤士『LEX XII TABULARUM：12 表法原文・邦訳および解説』（1969），絶版
★	[叢書 8]	入江啓四郎『開発途上国における国有化』（1974），絶版
★	[叢書 9]	チッレ／直川誠蔵訳『社会主義比較法学』（1979），絶版
	[叢書 10]	ペーテルス／内田一郎編訳『西ドイツ現代刑事訴訟・刑法・行刑論文集』（1980），3600 円
	[叢書 11]	佐藤立夫『現代ドイツ公法学を築いた碩学たち』（1982），4000 円
	[叢書 12]	西村幸次郎編訳『中国における法の継承性論争』（1983），3700 円
	[叢書 13]	黒木三郎『比較法社会学研究』（1984），8500 円
	[叢書 14]	杉山晴康ほか『刑法審査修正関係諸案』（1984），3000 円
	[叢書 15]	田山輝明編・監訳『西ドイツの新用益賃貸借法制』（1986），3000 円
★	[叢書 16]	ウィルバー／内田一郎編訳『アメリカ合衆国の連邦最高裁判所：DUE PROCESS OF LAW の保障』（1986），絶版
	[叢書 17]	矢頭敏也『英米不法行為判例研究』（1988），4500 円
	叢書 18]	杉山晴康ほか編『刑法改正審査委員会決議録刑法草案』（1989），3300 円
	[叢書 19]	土井輝生『Intellectual Property Protection and Management』（1992），10000 円
	[叢書 20]	矢頭敏也訳編『イギリス法と欧州共同体法』（1992），5000 円
	[叢書 21]	佐藤篤士『改訂 LEX XII TABULARUM：12 表法原文・邦訳および解説』（1993），5000 円
★	[叢書 22]	エクハルト・シュタイン／浦田賢治ほか訳『ドイツ憲法』（1993），絶版
	[叢書 23]	フォルカー・ヤコビ／田山輝明監訳『知的・精神的障害者とその権利：研修と実務の手引』（1996），3500 円
	[叢書 24]	土井輝生『INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS: CONTRACT AND DISPUTE RESOLUTION』（1996），8000 円
	[叢書 25]	小口彦太編『中国の経済発展と法』（1998），7000 円
	[叢書 26]	外国民事訴訟法研究会編『ヨーロッパにおける民事訴訟法理論の諸相』（1999），5000 円
	[叢書 27]	ジョン・バロース／浦田賢治監訳『核兵器使用の違法性：国際司法裁判所の勧告的意見』（2001），7500 円
	[叢書 28]	大須賀明編『国家の法的関与と自由：アジア・オセアニア法制の比較研究』（2001），9800 円
	[叢書 29]	野村稔・張凌『注解中華人民共和国新刑法』（2002），4900 円
	[叢書 30]	早稲田大学比較法研究所編『比較法研究の新段階－法の継受と移植の理論－』（2003），2900 円

★印の叢書は絶版です。

★印のない叢書は在庫がございますので、ご希望の方は比較法研究所事務所までお問い合わせください。

また、表示価格は本体価格で、別途消費税がかかります。

[叢書 31]	浦田賢治『Reflections on Global Constitutionalism』（2005），2500 円
[叢書 32]	早稲田大学比較法研究所編『日本法の国際的文脈－西欧・アジアとの連鎖－』（2005），2800 円
[叢書 33]	早稲田大学比較法研究所編『日本法のアイデンティティに関する総合的・比較法的研究－源流の法とグローバル化の法－』（2006），2800 円
[叢書 34]	早稲田大学比較法研究所編『比較と歴史のなかの日本法学－比較法学への日本からの発信－』（2008），4000 円
[叢書 35]	松澤伸訳著『デンマーク司法運営法－刑事訴訟関連規定－』（2008），2500 円
[叢書 36]	宮川成雄編著『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』（2009），3200 円
[叢書 37]	早稲田大学比較法研究所編『比較法と法律学-新世紀を展望して』(2010)，3600 円
[叢書 38]	ハンス＝ヨアヒム・コッホ編／岡田正則監訳『ドイツ環境法』(2012)，4400 円
[叢書 39]	ウルリッヒ・ズィーバー著／甲斐克則・田口守一監訳『21 世紀刑法学への挑戦―グローバル化情報社会とリスク社会の中で―』(2012)，4500 円
[叢書 40]	木棚照一編著『知的財産の国際私法原則研究―東アジアからの日韓共同提案―』(2012)，4000 円
[叢書 41]	吉田克己＝マチルド・ブトネ編『環境と契約―日仏の視線の交錯』（2014），2778 円
[叢書 42]	早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法―基本法の比較法的考察―』(2014)，2778 円
[叢書 43]	棚澤能生編『持続可能社会への転換と法・法律学』(2016)，3704 円
[叢書 44]	デボラ・ローディ著／石田京子訳『プロボノ活動の原則と実務―公共奉仕と専門職―』(2017)，3056 円
[叢書 45]	中村民雄編『民事法の解釈適用と憲法原則―中国民法編纂に向けた日中比較―』(2017)，2315 円
[叢書 46]	浅古弘監訳／Darryl E. Flaherty 著『近代法の形成と実践―19 世紀日本における在野法曹の世界―』(2019)，3928 円
[叢書 47]	ジェームズ R シルケナート、ジェームズ E ヒッキーJr、ピーター D バレンボイム 編著 岡田正則、紙野健二、高橋明男 編訳『法の支配と法治主義』(2020)，6680 円
[叢書 48]	中村民雄編『持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進』（2020），3909 円

★印の叢書は絶版です。

★印のない叢書は在庫がございますので、ご希望の方は比較法研究所事務所までお問い合わせください。

また、表示価格は本体価格で、別途消費税がかかります。

シンポジウム・講演会

比較法研究所では、シンポジウム・公開講演会等を通して、その研究成果を研究者だけでなく、広く学生、社会人にも向けて発信するとともに、学内外との交流を図っています。また、その内容も、法学の各分野を深く掘り下げるものに加えて、法学以外の専門家も参加する学際的なものも少なからずあり、現代社会が抱えるさまざまな問題と多角的に向き合っています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、オンラインによるセミナーを１回開催したのみで、シンポジウム、公開講演会は開催することができませんでした。ここでは比較法研究所が2019年度に開催したシンポジウム（全13回）の延べ参加者数（830人以上、526人以上の学生を含む）と、公開講演会（全29回）の延べ参加者数（623人、354人の学生を含む）を掲載します*。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策をとった上でシンポジウムや研究会等を再開する予定です。

*：シンポジウム参加者数の統計は、2019年度に開催したシンポジウムの中で、参加者数を把握できたもののみを集計しています。このため、実際の参加者数はこの数字よりもさらに多いと推定されます。

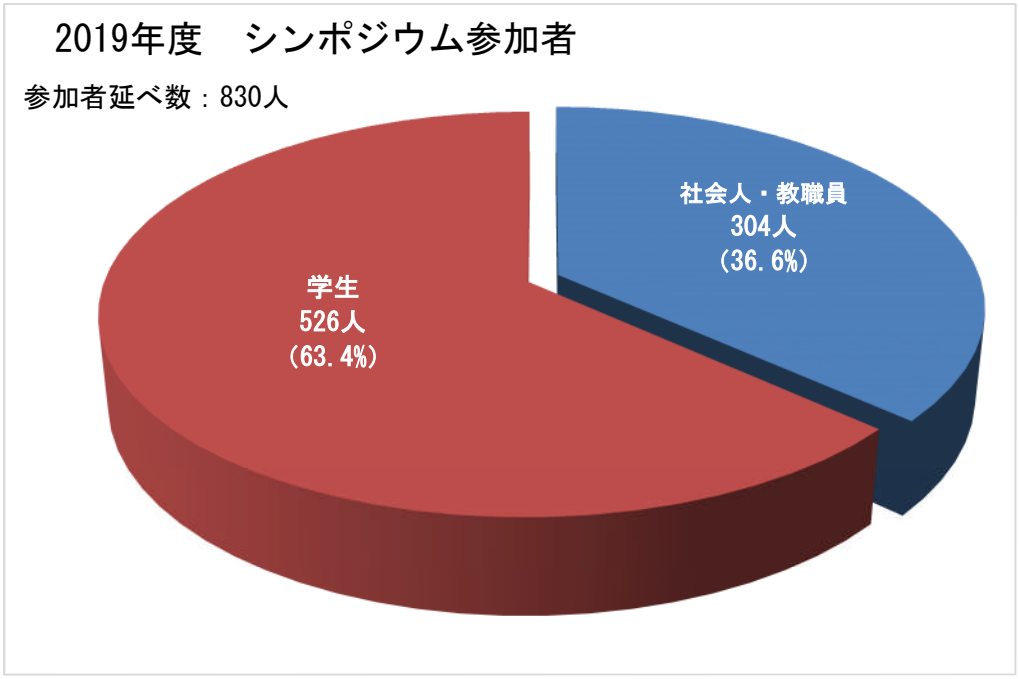

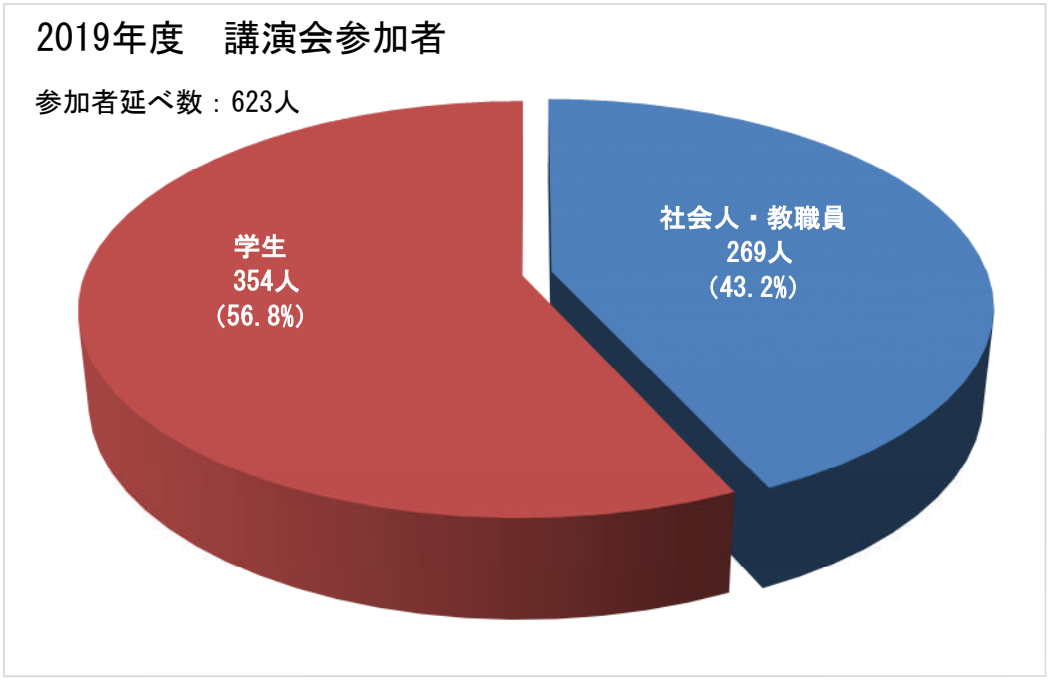

（１）国際シンポジウム等（１回）

2020 年度のシンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、『「持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進」出版記念セミナー』を除いてすべて中止になりました。

（★印は専門分野が法学以外の方）

2020年 7月	7 月 18 日 比較法研究所創立 60 周年事業叢書「持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進」出版記念セミナー 主 催　早稲田大学比較法研究所 報告者　中村 民雄（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 郭　舜（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 棚澤 能生（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 鎌野 邦樹（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 青木 則幸（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 大塚 直　（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 進藤 眞人（次席研究員） 上村 達男（早稲田大学名誉教授） 黒沼 悦郎（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） ★守中 高明（早稲田大学法学学術院教授） 橋本 有生（研究所員、早稲田大学法学学術院准教授） 岡田 正則（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） ★中塚富士雄（日経金融工学研究所シニアフェロー） 司 会　中村 民雄（研究所長） ※参加者数 24 名（含 学生 2 名）

（２）公開講演会（なし）

2020 年度の公開講演会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべて中止になりました。

（３）学際的イベント（なし）

2020 年度の学際的イベントは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべて中止になりました。

（４）テーマセミナー（なし）

2020 年度のテーマセミナーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべて中止になりました。

2020年度の学際イベントはすべて中止となりましたが、イベントの様子を伝えるため、2019年度のシンポジウム『映画上映会第３弾 映画「０円キッチン」をみて食品ロスを考える』の開催報告を再掲します。

学際的イベントの開催報告より

【開催報告】シンポジウム「映画上映会第３弾　映画「０円キッチン」をみて食品ロス問題を考える」が開催されました

比較法研究所映画上映会第３弾　映画「０円キッチン」をみて食品ロス問題を考える
（原題：Wastecooking、2015 年オーストリア）

日 時　２０１９年6月２０日（木）１６：３０～１９：００
場 所　早稲田大学２６号館Ｂ１多目的講義室
参加者：48 人（うち学生 41 人）

【司会】
中村　民雄　　早稲田大学法学学術院教授、比較法研究所所長

【解説】
片貝　敏雄氏　農林水産省バイオマス循環資源課課長
三浦　寛子氏　農林水産省バイオマス循環資源課食品産業環境対策室課長補佐（食品リサイクル班）

2019 年 6 月 20 日（木）に早稲田キャンパスにて、比較法研究所映画上映会（映画「０円キッチン」をみて食品ロス問題を考える）が開催されました。

▲中村民雄所長

最初に、中村民雄所長より「国内外で「食品ロス」に対する関心が高まり、取り組みが進められるなかで、本上映会を「食品ロス」を考えるきっかけにしたい。」と、この上映会の趣旨説明がありました。

次いで、映画では、廃油を燃料とする車で、主演者が欧州各地（オーストリア、ドイツ、オランダ、ベルギーなど）を訪れ、各地の「食品ロス」に対する取り組み（家庭の冷蔵庫に残る食材の調理、都会の野草採取、昆虫食、食堂の未調理食材の再利用など）を体験する様子が描かれました。

▲三浦寛子氏

映画上映に続いて、三浦寛子氏から、次のような「食品ロス」の現状と削減に向けた農林水産省での取り組みが紹介されました。

◆2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）にみられるように、「食品ロス」に対する国際的な関心が高まっている。
◆日本には、食品ロスに関連する法律があり、食品廃棄物等の発生抑制と再生利用の推進がはかられている（「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「食品リサイクル法」）。
◆「食品ロス」の発生要因の一つに、食品製造業、卸売・小売業における商慣習が挙げられる。
◆農林水産省では今年、恵方巻きシーズンを控えて食品の廃棄を削減するための対応を行った。
◆東京オリンピック・パラリンピックに向けて「食品ロス」削減対策を進めている。

質疑応答では、学生や教員から次のような質問や意見が出され、「食品ロス」について活発な議論が交わされました。

▲片貝敏雄氏

◆映画のなかで、商品として不要になった食料品や、ゴミ箱に捨てられた食材を集めようとする場面が描かれていたが、日本で同じように廃棄食材を集めようとした場合、どのような法律上の問題があるのか。
◆廃棄物の再生利用には費用がかかるが、「食品リサイクル法」や最近は環境面に着目した ESG 投資などが注目される中で、企業も「食品ロス」に関心を寄せ、環境に配慮した取り組みを進めるようになっている。
◆事業者は、品切れによって販売機会を失うことがないように、多めに商品を生産する傾向があるが、最近では、株主総会で企業の社会的責任（企業の行動倫理）が問われるようになってきた。
◆現代のライフスタイルや消費行動を変えるのは、大きな社会実験になる。いつでも食品を購入できる状況下での「食品ロス」は、かつての日本にはなかった。食品製造工程を含めて、企業が利益追求や経済効率を優先する姿勢をどう変えるか、消費者が「食品ロス」（例えば、賞味期限）をどのように考え行動するかが、課題を解決する鍵になるのではないか。
◆映画で、昆虫を食材として調理する場面があったが、果たして昆虫を食べることは「食品ロス」問題を解決する方策になり得るか。会場の皆さんに聞きたいのだが、昆虫食に抵抗はないか。
◆私は、昆虫を食べることへの抵抗感は、食習慣との関連から容易に払拭できないと思う。昆虫食の習慣がない地域では、昆虫を食べる行為が社会的な偏見につながるおそれはないか。昆虫食は、すぐには実現できないと思う。

◆今でも日本各地で、例えばイナゴの佃煮や蜂の子などが食べられている。伝統的な食文化が残っているわけで、私は、昆虫食への抵抗感は事業者の努力により変えられると思う。昆虫をたんぱく源とする食事は、食糧自給率の低い日本の食糧問題を解決する有効な手段になる可能性がある。
◆木の実などの自然物を有効活用して無駄をなくしていく発想は、「食品ロス」の問題を解決する手段として多少の可能性があるかもしれない。これが、映画「0 円キッチン」の示唆の一つではないか。
◆規格外品の廃棄による「食品ロス」は、日本を含む現代の農業が抱えている重要な課題の一つと考えられる。

上映会の参加者からは、大変に興味深い取り組みで「食品ロス」について考えるきっかけになった、等の意見が複数寄せられ、大好評の映画上映会となりました。

学際連携

比較法研究所では、法律学以外の学問分野との学術的な交流の推進、法学部・法研と法務研との連携、および他の附置研究所や外部機関との連携の強化に取り組んでいます。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、すべての活動を中止せざるを得ませんでしたが、2019 年度に行った活動の中から学際的公開講演会とテーマセミナーについてご紹介します。

1．学際的なイベント、公開講演会等の開催

映画「０円キッチン」より

2017 年度から毎年開催してきた映画上映会は、2019 年度は『映画「０円キッチン」をみて食品ロス問題を考える』および、『「映画 RBG－日米の社会における最高裁の役割を考える」－最高裁は社会を変えるか？アメリカ最高裁女性判事 RBG（ギンズバーグ）の闘い－』を開催しました。

映画「０円キッチン」上映会では、映画で主演者が欧州各地（オーストリア、ドイツ、オランダ、ベルギーなど）を訪れ、各地の「食品ロス」に対する取り組み（家庭の冷蔵庫に残る食材の調理、都会の野草採取、昆虫食、食堂の未調理食材の再利用など）を体験する様子が描かれましたが、上映後には、農林水産省の職員から食品ロスに向けた取り組みが紹介され、食品ロス問題で私たちにできることは何か、について活発な議論が展開されました。

また、アメリカ連邦最高裁の女性判事ルース・ベーダー・ギンズバーグの性差別解消に向けた生涯、弁護士そして判事としての毅然とした行動を描いたドキュメンタリー映画「RBG」と差別関連の訴訟事案を題材に、日米の最高裁の判事の選任、構成（党派的構成）、反対意見の役割、世論・民主的熟議と最高裁の関係などを比較して討論しました。参加した学生からは次々と意見が出され、大いに議論が盛り上がりました。

2．テーマセミナーの開催

2017 年度より、毎年、現代の最先端問題の中からテーマを選び比較法的に検討する学問的企画として、テーマセミナーを開始しました。

2017 年度の「北欧と法」、2018 年度の「Fintech」に続き、2019 年度は、９月にラグビーワールドカップ、そして 2020 年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会と、日本国内で国際的なスポーツ大会が相次いで開催されることから、法学部横川敏夫記念公開講座との共催で「スポーツと法」（全６回）を開催しました。テーマとして、スポーツ事故における責任と予防（第１回）、スポーツ仲裁の現状と課題（第２回）、EU におけるスポーツ法の発展と動向（第３回）、スポーツにおけるハラスメント・体罰・暴力の撲滅（第４回）、スポーツビジネスの規制と独占禁止法（第５回）、アンチドーピング体制の整備と課題（第６回）を取り上げました。

▲ 第１回 「スポーツ事故における責任と予防」（2019. 6. 1）

▲ 第３回「EU におけるスポーツ法の発展と動向」（2019. 6.15）

運営体制（2020 年 9 月 21 日現在）

所長
岡田　正則（法学学術院教授）

幹事
大橋　麻也（法学学術院教授）

管理委員

青木　則幸	岩原　紳作	上野　達弘	江原　勝行	遠藤　聡太
大木　正俊	大塚　直	尾形　祥	尾崎　安央	郭　舜
河野　真理子	黒沼　悦郎	棚橋　洋平	種村　佑介	田山　聡美
中島　徹	箱井　崇史	橋本　有生	長谷部　恭男	萬歳　寛之
稗田　雅洋	人見　剛	福島　洋尚	古谷　修一	文　元春
松澤　伸	松原　芳博	松村　和徳	宮川　成雄	山野目　章夫
若林　泰伸	和仁　かや			

（五十音順）

兼任研究所員

※所属、氏名、専門の順に記載

（憲法・行政法）

法学学術院	愛敬　浩二	憲法
法学学術院	江原　勝行	憲法
教育・総合科学学術院	遠藤　美奈	憲法
法学学術院	岡田　正則	行政法
法学学術院	金澤　　孝	憲法
政治経済学術院	川岸　令和	憲法
社会科学総合学術院	黒川　哲志	行政法、環境法
法学学術院	田村　達久	行政法
法学学術院	中島　　徹	憲法
法学学術院	長谷部　恭男	憲法
法学学術院	春山　習	憲法
法学学術院	人見　　剛	行政法
法学学術院	水島　朝穂	憲法
法学学術院	水野　泰孝	行政法
法学学術院	渡辺　徹也	租税法

（商法）

法学学術院	岩原　紳作	商法
法学学術院	大塚　英明	商法
法学学術院	尾形　祥	会社法
法学学術院	尾崎　安央	商法
社会科学総合学術院	川島　いづみ	商法
法学学術院	黒沼　悦郎	商法
商学学術院	柴崎　　暁	商法
法学学術院	鳥山　恭一	商法
商学学術院	中村　信男	商法
法学学術院	箱井　崇史	商法
法学学術院	福島　洋尚	商法・会社法
法学学術院	若林　泰伸	商法
商学学術院	和田　宗久	会社法
法学学術院	渡辺　宏之	商法

（民法）

法学学術院	青木　則幸	民法
法学学術院	秋山　靖浩	民法
法学学術院	磯村　　保	民法
法学学術院	大澤　慎太郎	民法
法学学術院	大場　浩之	民法
法学学術院	鎌野　邦樹	民法
教育・総合科学学術院	北山　雅昭	民法
法学学術院	喜友名　菜織	家族法
法学学術院	後藤　巻則	民法
法学学術院	三枝　健治	民法
法学学術院	白石　　大	民法
法学学術院	棚村　政行	民法
法学学術院	中田　裕康	民法
法学学術院	橋本　有生	民法
法学学術院	山口　斉昭	民法、医事法
法学学術院	山城　一真	民法
法学学術院	山野目　章夫	民法
社会科学総合学術院	吉田　和夫	民法

（刑事法）

法学学術院	芥川　正洋	刑法
法学学術院	石川　正興	刑事政策
法学学術院	遠藤　聡太	刑法
法学学術院	小川　佳樹	刑事訴訟法
法学学術院	甲斐　克則	刑法
法学学術院	北川　佳世子	刑法
法学学術院	小西　暁和	刑事政策
法学学術院	酒巻　匡	刑事訴訟法
法学学術院	杉本　一敏	刑法
法学学術院	高橋　則夫	刑法
法学学術院	田山　聡美	刑法
法学学術院	寺崎　嘉博	刑事訴訟法
社会科学総合学術院	仲道　祐樹	刑法
法学学術院	稗田　雅洋	刑事訴訟法
法学学術院	松澤　　伸	刑法
法学学術院	松原　芳博	刑法
法学学術院	松本　圭史	刑法

（労働法・社会保障法）

法学学術院	大木　正俊	労働法
法学学術院	菊池　馨実	社会保障法
法学学術院	島田　陽一	労働法
社会科学総合学術院	鈴木　俊晴	労働法
法学学術院	竹内　　寿	労働法

※所属、氏名、専門の順に記載

（民事手続法）

法学学術院	内田　義厚	民事訴訟法
法学学術院	菅原　郁夫	民事訴訟法
法学学術院	高田　昌宏	民事訴訟法
法学学術院	棚橋　洋平	民事訴訟法
法学学術院	勅使川原　和彦	民事訴訟法
法学学術院	本間　靖規	民事手続法
法学学術院	松村　和德	民事訴訟法
法学学術院	山本　　研	民事手続法

（国際関係法）

法学学術院	河野　真理子	国際法
法学学術院	久保田　隆	国際金融法
法学学術院	清水　章雄	国際法
法学学術院	須網　隆夫	ＥＵ法
法学学術院	種村　佑介	国際私法
法学学術院	道垣内　正人	国際私法
法学学術院	萬歳　寛之	国際法
法学学術院	古谷　修一	国際法

（実務系）

法学学術院	小林　譲二	労働法
法学学術院	田中　昌利	民事訴訟法
法学学術院	吉田　秀康	刑事訴訟法

（基礎法）

法学学術院	石田　京子	法社会学・法曹倫理
商学学術院	宇野　和夫	社会学
法学学術院	大橋　麻也	フランス法
法学学術院	小田　博	ロシア法
法学学術院	郭　舜	法哲学
法学学術院	棚澤　能生	法社会学・農業法
法学学術院	中村　民雄	英米法
法学学術院	原田　俊彦	ローマ法
法学学術院	文　元春	中国法
法学学術院	宮川　成雄	英米法
社会科学総合学術院	横野　　恵	医事法、生命倫理
法学学術院	和田　仁孝	法社会学、紛争処理法
法学学術院	和仁　かや	法制史

（先端・展開）

法学学術院	石巻　実穂	環境法
法学学術院	上野　達弘	知的財産法
法学学術院	大塚　　直	民法・環境法
法学学術院	岡田　外司博	経済法
法学学術院	ｸﾞﾛｰﾜｰ　ｶﾗﾍﾞﾄ　ﾎﾍﾞﾙﾄ	知的財産権法
法学学術院	末宗　達行	知的財産権法
法学学術院	高林　　龍	知的所有権
法学学術院	土田　和博	経済法
法学学術院	森本　英香	環境法
法学学術院	ﾗｰﾃﾞﾏｯﾊ　ｸﾘｽﾄﾌ	知的財産権法

（その他）

商学学術院	岩村　　充	金融論
政治経済学術院	仲内　英三	西洋政治史

外国民事訴訟法研究	
立教大学大学院法務研究科	安達　栄司
大東文化大学法学部	宇都宮　遼平
立命館大学法学部	川中　啓由
福島大学行政政策学類法学系	金　炳学
明治学院大学法学部	近藤　隆司
東洋大学法科大学院	坂本　恵三
法政大学法学部教授	杉本　和士
流通経済大学法学部	田尻　泰之
愛知大学法科大学院	中本　香織
明治大学法科大学院	中山　幸二
大阪市立大学社会科学系研究院創造都市研究科	久末　弥生
名城大学法学部	柳沢　雄二

21 世紀憲法変動の下での公法学の規範力	
立正大学法学部・大学院法学研究科	李　斗領
奈良教育大学教育学部	奥田　喜道
富山国際大学子ども育成学部	彼谷　環
弘前大学人文社会科学部	河合　正雄
名古屋大学大学院法学研究科	斎藤　一久
福岡大学法学部	實原　隆志
東京大学大学院総合文化研究科	ジロドウ　イザベル
九州大学法学研究院	高橋　雅人
一橋大学大学院法学研究科	但見　亮
岩手県立大学総合政策学部	千國　亮介
神奈川大学大学院法務研究科	根森　健
大東文化大学法学部教授	藤井　康博
駒澤大学法学部	三宅　雄彦
杏林大学総合政策学部	劉　迪

データベース作成を目的としたフランス法全般の最新動向の分析	
聖学院大学政治経済学部	石川　裕一郎
亜細亜大学法学部法律学科	小倉　健裕
宮崎産業経営大学法学部	古賀　修平
大分大学経済学部	小山　敬晴
白鷗大学法学部	白石　智則
立正大学法学部	馬場　里美
筑波大学ビジネス科学研究科	日野　辰哉

国際知的財産法・国際取引法の比較法的検討	
青山学院大学法学部	伊藤　敬也
慶北科学大学	金　知萬
青山学院大学大学院法務研究科	浜辺　陽一郎

アメリカ最高裁判所の研究	
関東学院大学法学部	原口　佳誠
ブリティッシュ・コロンビア大学法学部	松井　茂記
関東学院大学法学部	吉田　仁美
英米刑事法研究	
東北大学大学院法学研究科	芥川　正洋
明治大学法学部	内田　幸隆
島根大学法文学部	大庭　沙織
専修大学大学院法務研究科	加藤　克佳
名古屋大学大学院法学研究科	小島　淳
同志社大学大学院司法研究科	洲見　光男
名城大学法学部	滝谷　英幸
岡山大学大学院社会文化科学研究科	原田　和往
東洋大学法学部	松田　正照
筑波大学ビジネスサイエンス系	渡邊　卓也
アジア公法学の比較研究	
奈良教育大学教育学部	奥田　喜道
中国華東政法大学法律学院	江　利紅
東京大学大学院法学政治学研究科	宍戸　常寿
名古屋経済大学法学部	水島　玲央
埼玉大学	森口　千弘
英米少年法研究	
国士舘大学法学部	宍倉　悠太
総合研究機構社会安全政策研究所	田口　敬也
国士舘大学法学部	辰野　文理
国士舘大学法学部	吉開　多一
総合研究機構社会安全政策研究所	脇坂　成実
経済行政法理論の比較法的研究	
南京財経大学法学院	王　樹良
金沢大学人間社会研究域法学系	長内　祐樹
愛媛大学法文学部	権　奇法
名古屋大学大学院法学研究科	下山　憲治
愛知学院大学法学部	杉原　丈史
駒澤大学法科大学院	趙　元済
東洋大学法科大学院	寺　洋平
名古屋学院大学法学部	坂東　洋行
金沢大学人間社会研究域法学系	平川　英子
青山学院大学法学部	府川　繭子
大東文化大学法学部	森　稔樹
平成国際大学法学部	山田　真一郎
桃山学院大学経営学部・大学院経営学研究科	山本　順一
華東政法大学	楊　官鵬

中国裁判事例研究	
亜細亜大学法学部	夏　雨
新潟大学法学部	國谷　知史
北陸大学経済経営学部	胡　光輝
東日本国際大学経済経営学部	孔　暁鑫
武漢大学法学院	熊　琦
一橋大学大学院法学研究科	但見　亮
拓殖大学政経学部	長　友昭
香港中文大学法学院	ツァン　キンフォン
愛知大学大学院法務研究科	松井　直之
早稲田大学国際教養学部	御手洗　大輔
中国社会科学院法学研究所	呂　艷濱

医事法の総合的研究	
香川大学法学部	天田　悠
国立がん研究センター社会と健康研究センター	一家　綱邦
九州大学病院 ARO 次世代医療センター	河原　直人
北海学園大学法学部	千葉　華月
芝浦工業大学工学部	本田　まり
東洋大学法学部	武藤　眞朗

EU 法最新動向研究	
亜細亜大学法学部	上田　廣美
獨協大学法学部	大藤　紀子
専修大学法学部	小場瀬　琢磨
弁護士	黒岩　容子
大阪大学大学院国際公共政策研究科	西連寺　隆行
桜美林大学大学院国際学研究科	佐藤　以久子
東洋大学法学部	多田　英明
京都大学法科大学院	中西　康
学習院大学法学部	橋本　陽子

イギリス最高裁研究	
東京大学大学院法学政治学研究科	浅香　吉幹
東北大学法科大学院	北島　周作
帝塚山大学法学部	佐野　隆
東北大学法科大学院	芹澤　英明
立教大学法学部	溜箭　将之

北欧法制の研究	
法政大学人間環境学部	今井　康介
中央学院大学法学部	木崎　峻輔
愛媛大学法文学部	田川　靖紘
埼玉工業大学人間社会科学部	李　艶紅
「持続可能社会」法学	
専修大学法学部	飯　考行
高岡法科大学法学部	上地　一郎
高知大学教育研究部人文社会科学系	緒方　賢一
常葉大学法学部	小川　祐之
株式会社農林中金総合研究所	亀岡　鉱平
中部大学経営情報学部	久米　一世
独立行政法人国際協力機構	桑原　尚子
富山大学人間発達科学部	高橋　満彦
人口減少社会における社会法学の総合的研究	
宮崎産業経営大学法学部	古賀　修平
大分大学	小山　敬晴
華東政法大学	鄒　庭雲
東京経済大学	常森　裕介
独立行政法人労働政策研究・研修機構	内藤　忍
北星学園大学社会福祉学部	林　健太郎
青山学院大学	細川　良
国際法の分断化の研究	
駿河台大学	小中　さつき
北海道大学大学院法学研究科	児矢野　マリ
学習院女子大学国際文化交流学部	櫻井　大三
青山学院大学法学部	申　惠丰
横浜市立大学国際総合科学部	瀬田　真
愛知学院大学法学部	尋木　真也
政策大学院大学	鶴田　順
立正大学法学部	永田　高英
立正大学	廣見　正行
名古屋学院大学法学部	皆川　誠
國學院大学法学部	宮内　靖彦
不法行為法改正に向けた基礎的考察	
東洋大学法学部	大坂　恵里
東京大学	中原　太郎
京都大学大学院法学研究科	橋本　佳幸
中央大学	前田　太朗
権利救済法システムの比較研究	
嘉悦大学ビジネス創造学	石川　光晴
日本大学法学部	小田　司
横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	西川　佳代
名古屋大学大学院法学研究科	村上　正子
日本大学法学部	吉田　純平

環境基本法の改正に向けての問題点の整理および検討	
名古屋大学大学院環境学研究科	赤渕　芳宏
横浜国立大学大学院環境情報研究院	及川　敬貴
大妻女子大学社会情報学部	木村　ひとみ
上智大学法学部	桑原　勇進
都留文科大学教養学部地域社会学科	小島　恵
神戸大学法学部	島村　健
明治学院大学法学部	鶴田　順
国際農林業協働協会	藤岡　典夫
東京都立大学都市環境学部	二見　絵里子
AI（人工知能）と法	
ＫＤＤＩ総合研究所	王　威馳
自由貿易協定及び経済連携協定の発展と日本の法制度の課題	
埼玉工業大学人文社会学部	秋山　公平
英連邦諸国の会社法・資本市場法制の比較研究	
久留米大学法学部	本間　美奈子
名古屋学院大学法学部	坂東　洋行
駿河台大学法学部	菊田　秀雄
成蹊大学法務研究科	尾関　幸美
青山学院大学大学院会計ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾝ研究科	重田　麻紀子
愛知学院大学法学部	黒野　葉子
中央学院大学商学部	林　孝宗
埼玉工業大学人間システム学部	李　艶紅
日韓関係における法と政治	
神戸大学法学研究科	玉田　大
神戸大学法学研究科	大西　裕
神戸大学法学研究科	小野　博司
関西大学政策創造学部	権　南希
日本学術振興会	金　恩貞

２０２１年 ７月　早稲田大学比較法研究所　発行

〒169-8050　東京都新宿区西早稲田 1-6-1
E-Mail : hiken@waseda.jp
03-3208-8610